

小田原市監査委員公表第1号

平成31年 1 月 17日

小田原市監査委員 岡 本 重 治

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 神 永 四 郎

定期監査（財産区）の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成30年度定期監査（足柄財産区）の結果に関する報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年10月5日から同年11月27日まで

3 監査の対象

主として平成29年度の収入・支出等の財務事務の執行

4 監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

(1) 支出・契約事務

ア 財産管理に係る賃金の支出について

区有林の管理に際し作業に従事する者を雇用しているが、賃金の支出には臨時的任用職員としての任用が必要なところ、この任用が行われていなかった。

イ 補助金交付事務について

額の確定に係る事務を行っていなかった。

(2) 補助金について

財産区は、自ら定めた補助金交付要綱に基づき、当該財産区内の自治会等に対して施設整備や地域振興に係る補助金を交付しているが、財産区は財産等の維持管理上必要な場合に限り補助金を交付することができるものなので、この補助金のあり方については十分に検討されたい。

平成30年度定期監査（大窪財産区）の結果に関する報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年10月5日から同年11月27日まで

3 監査の対象

主として平成29年度の収入・支出等の財務事務の執行

4 監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

財産区は、自ら定めた補助金交付要綱に基づき、当該財産区内の自治会等に対して地域振興や施設整備に係る補助金を交付しているが、財産区は財産等の維持管理上必要な場合に限り補助金を交付することができるものなので、この補助金のあり方については十分に検討されたい。

平成30年度定期監査（早川財産区）の結果に関する報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年10月5日から同年11月27日まで

3 監査の対象

主として平成29年度の収入・支出等の財務事務の執行

4 監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

収入・支出等については、いずれも適正に執行されているものと認められた。

平成30年度定期監査（下府中財産区）の結果に関する報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年10月5日から同年11月27日まで

3 監査の対象

主として平成29年度の収入・支出等の財務事務の執行

4 監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

(1) 収入事務

ア 歳入科目について

配分金収入について、予算と異なる科目で収入していた。

(2) 支出・契約事務

ア 財産管理に係る賃金の支出について

区有林の管理に際し作業に従事する者を雇用しているが、賃金の支出には臨時的任用職員としての任用が必要なところ、この任用を行っていなかった。

(3) 補助金について

財産区は、自ら定めた補助金交付要綱に基づき、当該財産区内の自治会等に対して地域振興や施設整備に係る補助金を交付しているが、財産区は財産等の維持管理上必要な場合に限り補助金を交付することができるものなので、この補助金のあり方については十分に検討されたい。

平成30年度定期監査（桜井財産区）の結果に関する報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年10月5日から同年11月27日まで

3 監査の対象

主として平成29年度の収入・支出等の財務事務の執行

4 監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

財産区は、自ら定めた補助金交付要綱に基づき、当該財産区内の自治会等に対して地域振興や施設整備に係る補助金を交付しているが、財産区は財産等の維持管理上必要な場合に限り補助金を交付することができるものなので、この補助金のあり方については十分に検討されたい。

平成30年度定期監査（豊川財産区）の結果に関する報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年10月5日から同年11月27日まで

3 監査の対象

主として平成29年度の収入・支出等の財務事務の執行

4 監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

(1) 支出・契約事務

ア 財産管理に係る賃金の支出について

区有林の管理に際し作業に従事する者を雇用しているが、賃金の支出には臨時的任用職員としての任用が必要なところ、この任用が行われていなかった。

平成30年度定期監査（上府中財産区）の結果に関する報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年10月5日から同年11月27日まで

3 監査の対象

主として平成29年度の収入・支出等の財務事務の執行

4 監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

(1) 支出・契約事務

ア 財産管理に係る賃金の支出について

区有林の管理に際し作業に従事する者を雇用しているが、賃金の支出には臨時的任用職員としての任用が必要なところ、この任用が行われていなかった。

(2) 補助金について

財産区は、自ら定めた補助金交付要綱に基づき、当該財産区内の自治会等に対して地域振興や施設整備に係る補助金を交付しているが、財産区は財産等の維持管理上必要な場合に限り補助金を交付することができるものなので、この補助金のあり方については十分に検討されたい。

平成30年度定期監査（酒匂財産区）の結果に関する報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年10月5日から同年11月27日まで

3 監査の対象

主として平成29年度の収入・支出等の財務事務の執行

4 監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

財産区は、自ら定めた補助金交付要綱に基づき、当該財産区内の自治会等に対して地域振興や施設整備に係る補助金を交付しているが、財産区は財産等の維持管理上必要な場合に限り補助金を交付することができるものなので、この補助金のあり方については十分に検討されたい。

平成30年度定期監査（片浦財産区）の結果に関する報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年10月5日から同年11月27日まで

3 監査の対象

主として平成29年度の収入・支出等の財務事務の執行

4 監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

(1) 収入事務

ア 木材の売払いについて

地域水源林長期施業受委託契約に係る木材の売払い手続について、契約の規定のとおりに行っていない事例が見受けられた。

(2) 支出・契約事務

ア 財産管理に係る賃金の支出について

区有林の管理に際し作業に従事する者を雇用しているが、賃金の支出には臨時的任用職員としての任用が必要なところ、この任用が行われていなかった。

イ 補助金交付事務について

補助金の交付決定に当たり、市事務決裁規程に定められた専決権限を有しない者が決裁していた事例が見受けられた。

ウ 補助金交付事務について

額の確定に係る事務を行っておらず、また、実績報告の審査が不十分な事例が見受けられた。

(3) 補助金について

財産区は、自ら定めた補助金交付要綱に基づき、当該財産区内の自治会等に対して地域振興や施設整備に係る補助金を交付しているが、財産区は財産等の維持管理上必要な場合に限り補助金を交付することができるものなので、この補助金のあり方については十分に検討されたい。

平成30年度定期監査（曾我財産区）の結果に関する報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年10月5日から同年11月27日まで

3 監査の対象

主として平成29年度の収入・支出等の財務事務の執行

4 監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

収入・支出等については、いずれも適正に執行されているものと認められた。